

点呼

～おさらいと法令改正について～

中部ブロック事業用自動車安全対策会議
平成30年4月～6月

点呼とは

事業用自動車の運行の安全の確認のため、点呼、報告及び指示の内部体制の確立を図るよう新たに規制

「自動車運送事業等運輸規則（昭和31年8月1日運輸省令第44号）」第22条で初めて規定

※現在の旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則

大きな改正

対面点呼義務化（H13.9.1～） ※省令化(H15.4.1～)

中間点呼の義務化（H15.4.1～）

酒気帯びの確認義務化（H22.4.28～）

アルコール検知器の使用義務化（H23.4.1～）

貨物自動車運送事業輸送安全規則

第7条（点呼等）貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始使用とする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- （1）酒気帯びの有無
- （2）疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- （3）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第17条第4号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3 貨物自動車運送事業者は、前2項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない運転者に対し、当該点呼のほか、当該乗務の途中に少なくとも1回電話をその他の方法により点呼を行い、第1項第1号及び第2号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものを言う。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前3項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則

5 貨物自動車運送事業者は、第1項から第3項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- (2) 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- (3) 点呼の日時
- (4) 点呼の方法
- (5) その他必要な事項

点呼は安全輸送の要 何で点呼が必要か

① 悪質違反（酒気帯び・薬物等）を防ぐ

酒気帯び・飲酒事案の殆どが「点呼していなかった」「運転者に任せていた」

アルコール検知器の有効保持義務違反も発生

薬物は完全検知不可「日頃の変化を見逃さない」

② 健康起因事故を防ぐ

疲労、疾病、睡眠※の状態を確認 ※睡眠はH30.6～

持病等の把握、服薬の状況「薬はちゃんと持った？」

③ 車両故障事故を防ぐ

故障による運行中断は事故報告対象

車検証の有効期間もマメに確認（「無車検運行」たびたび発生）

④ 同種の事故（ヒヤリ・ハット）を防ぐ

乗務後（乗務途中）点呼で、運行中起こった輸送の安全に関わる出来事を報告

必要に応じて、他の運転者へ展開

点呼は安全輸送の要 点呼をする意味を考える

管理者・運転者とのコミュニケーションを確保する

コミュニケーションは輸送の安全すべてにつながる

まとめ・・・点呼でどこまで見れば良いんだ？

答えは・・・ありません（安全管理にゴールはない）

法令に基づく点呼項目を確実に実施することが大事

機械化だけでは不正は防げない

社内の風通しが重要（悪いこともきちんと報告してもらえる環境）